



号外
2023年3月8日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

文書で示された業務は

県教委回答

2022年12月8日

全て校長による「職務命令」

県教委は愛教労との11月1日第2回交渉で保留となった項目「校長が命じた業務について、実施計画等の文書で示された業務は校長が命じたことになるか」に対し、12月8日に下のとおり再回答しました。

職員会議は校長の補助機関であり決定権はないが、校長は職員会議の決定に基づき包括的または個別的に職務命令を発することが通例であり、実施計画等の文書で示された業務は校長による職務命令であると見なすのが妥当である。これらの業務は職員の勤務時間内に行われることが前提であるが、それが止むを得ず時間外に及んだ場合は、実情に応じ個別に勤務の割振り変更が行われることになる。

(2022年12月8日 県教委回答)

これまで口頭で明示的に「命令」がない限り、全て教員の自主的・自発的業務とされていたものが、会議等での提案文書によるものは全て職務命令との立場を県教委が明らかにしたものであり、画期的です。

年度末から年度始めにかけて、多くの起案が文書で示されます。そのなかで業務が時間外に及んだ場合は、法令に基づいて勤務の割振り変更の実施を行うことを、校長に求め確認していきましょう。

【議長：岩澤】

最低賃金1500円を！

日本国憲法第25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しています。でも、その保障が全国民に及んでいるのか。大きな疑問が。

愛知県では130万人の「最低賃金」で働く非正規労働者がいます。昨年10月から時給986円。1日10時間、月25日働いて、24万円ほど。労働基準法の逸脱を前提とした超過労働により、なんとか生活できるレベルです。

私たちの学校職場も例外ではありません。非正規の教員だけでなく、自治体が雇う「スクールサポーター」などの労働者も大勢います。最賃レベルの待遇も少なくありません。

愛労連では「最賃引き上げ・格差是正」の署名運動をしています。その合言葉ともいえるのが「最低賃金1500円」です。これが実現すれば、教育現場も少しは働きやすくなるのでは……。【幹事 住田】

事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26

大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

Mail：aichi@aikyourou.jp

URL：http://www.aikyourou.jp/

HPはこちら



戦争反対！暴力反対！

#NO WAR #STOP WAR

総合共済

ホームページからお申し込みできます！

全国のなかまの助け合い

毎月加入

掛金月々 600円

退職時には掛金総額が給付

結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付

全教共済